

保福高第5020号
平成24年3月30日

各 法人代表者 様

さいたま市保健福祉局長
(公 印 省 略)

さいたま市老人福祉施設等財産処分手続要領について

本市の高齢者福祉行政の推進につきましては、日ごろより格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、市の補助金等の交付を受けて取得した老人福祉施設等の補助財産(不動産や機械器具等)について、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する等の処分(以下、「財産処分」という。)を行う場合については、「さいたま市補助金等交付規則(平成13年5月1日規則第59号)」第20条に基づき、市長の承認を受ける必要がありますが、この承認手続きを円滑に進めるために、今般、別紙「さいたま市老人福祉施設等財産処分手続要領」(以下、「市手続要領」という。)を定め、平成24年4月1日より適用することとしましたので、ご了知願います。

市手続要領に従い、財産処分の承認申請を行う際には、下記事項にご留意のうえ、その適切な運用の徹底に遺漏なきようお願いいたします。

なお、これまで市の老人福祉施設等の財産処分の手続について規定していた「老人福祉施設等の財産処分承認手続要領の簡素化について(平成18年9月1日保福高第001343号保健福祉局長通知)」、「老人福祉施設等の財産処分の承認手続等に係る留意事項について(平成18年9月1日保福高第001344号保健福祉局長通知)」及び「さいたま市老人福祉施設整備費補助金等に係る財産処分(協調融資に係る担保提供)の取扱いについて(平成18年12月1日保福高第002260号保健福祉局長通知)」については、本通知をもって廃止します。

記

- 1 平成24年4月1日以降に申請を受理したものについては、原則として、市手続要領に基づき承認事務を行うこと。

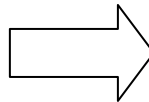
- 2 財産処分について他の法令の定めがある場合は、当該規定に基づき適正に手続等が行われた上での承認申請であること。
- 3 財産処分の申請を行う際には、老人福祉施設等の利用者への影響等を十分勘案した上で行われること。
- 4 埼玉県等の他公共団体から交付を受けた補助金等については、市手続要領ではなく、他公共団体が定める財産処分の規定に基づき手続を行う必要があることから、その手続等については、各公共団体等に問合せされたいこと。

【お問合せ先】

平成 24 年 3 月 31 日まで

平成 24 年 4 月 1 日以降

さいたま市保健福祉局福祉部 高齢福祉課 企画・施設係 電話 829 - 1259 (直通) FAX 829 - 1981



さいたま市保健福祉局福祉部 介護保険課 事業者係 電話 829 - 1265 (直通) FAX 829 - 1981

組織改正の影響で平成 24 年 4 月 1 日以降は、担当事務は介護保険課所管になります。